平成２６年（フ）第２号
北海道滝川市泉町264番地２　グレイスヴィラサンヨーⅠ―104号室
債務者　石井　友子（旧姓姉崎）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
岩手県九戸郡洋野町大野第57地割198番地
債務者　関向　麻美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３３号
盛岡市東山１丁目15番３―307号
債務者　熊谷　三二
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５号
福島県会津若松市柳原町３丁目２番29号
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
愛知県一宮市神山２丁目９番13号　ガーデンハイツ神山211号
債務者　稲本　康輝
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８号
愛知県一宮市神山２丁目９番13号　ガーデンハイツ神山211号
債務者　稲本　美樹
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２７２号
香川県高松市宮脇町２丁目８番７号　グルービィ宮脇204号室
債務者　冨永　知恵（旧姓大井・橋本）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３１２号
名古屋市守山区西城２丁目９番27号　グローリアス小幡西城202号
債務者　宮原　美乃
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６８号
東京都羽村市栄町１丁目14番地36キャッスルタカミ110
債務者　植野　和也
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
東京都多摩市唐木田１丁目１番地の７プラザ唐木田212
債務者　杉本　和子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５４３号
大阪府茨木市平田２丁目16番15―310号、申立時の住所静岡県浜松市中区幸２丁目46番34号　アビタシオンスヤマＤ
債務者　山本　達三
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
静岡県浜松市浜北区竜南96番地
債務者　藤田　正義
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
静岡県浜松市浜北区竜南96番地
債務者　藤田満千子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
北海道旭川市５条通12丁目1217番地　シュロス大成704号
債務者　加藤　剛康
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９５号
北海道旭川市春光台４条２丁目８番18号
債務者　市村　江梨（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４００号
北海道旭川市神楽岡６条５丁目６番４号　ロピア６・５―205号室
債務者　室田　　晃
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部